

(1) ガイドラインの趣旨

(2) 放課後等デイサービスの基本的役割

○ 子どもの最善の利益の保障 「生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」(児童福祉法) 学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じた発達支援→最善の利益の保障と健全な育成
○ 共生社会の実現に向けた後方支援 インクルージョン 集団の中での育ちの保障 一般的な子育て支援策を、専門的な知識・経験に基づく後方支援 地域の障がい児支援の専門機関としてふさわしい事業展開
○ 保護者支援 ①子育ての悩み等に対する相談を行うこと ②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力を付けられるよう支援すること ③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

(3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

① 基本的姿勢 発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行う。「他者との信頼関係の形成の体験」「人と関わることへの関心」「コミュニケーションをとることの楽しさ」「葛藤を調整する力」「主張する力」「折り合いをつける力」 基本活動には、自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むこと。「保護者・関係機関との連携」
② 基本活動 ア 自立支援と日常生活の充実のための活動 基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動「遊びを通じた成功体験」「自己肯定感を育む」 イ 創作活動 表現する喜びを体験できる。日頃から自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味をもつ。「豊かな感性」 ウ 地域交流の機会の提供 子どもの社会経験の幅を広げていく。放課後等に行われている多様学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受け入れ等により積極的に地域との交流を図っていく。 エ 余暇の提供 子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるよう工夫する。

(4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

① 適切な支援の提供と支援の質の向上 ○ 運営方針、計画、タイムスケジュール、活動プログラムについて、PDCAサイクルにより不断に支援の質の向上を図る。 ○ 支援に関わる人材の知識・技術を高める研修の機会確保+習得意欲喚起 ○ 保護者、学校をはじめ、さまざまな関係機関との連携、情報共有→放課後等デイサービスに期待される役割の認識
② 説明責任の履行と透明性の高い事業運営 ○ 保護者の満足感、安心感を高めるため支援の内容を保護者とともに考える。丁寧な説明。寄り添うための積極的なコミュニケーション。 ○ 事業所が、地域社会からの信頼を得るため、事業に関する情報発信を積極的に行い地域に開かれた事業運営を心がける。
③ 様々なリスクへの備えと法令遵守 ○ 健康状態の急変、非常災害、犯罪、感染症に対する訓練やマニュアルの策定 ○ 虐待の未然防止や個人情報の保護、関係法規の遵守。「子どもの権利擁護」